

市第8号議案

横浜市身体障害者更生授産所条例等の一部改正

横浜市身体障害者更生授産所条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成19年5月18日提出

横浜市長 中田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市身体障害者更生授産所条例等の一部を改正する条例

（横浜市身体障害者更生授産所条例の一部改正）

第1条 横浜市身体障害者更生授産所条例（平成15年3月横浜市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 身体障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者をいう。）に対し、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第15項に規定する就労継続支援（以下「就労継続支援」という。）を提供する施設として、横浜市身体障害者更生授産所（以下「授産所」という。）を横浜市西区に設置する。

第5条第1項中「第18条」を「第18条第1項」に、「附則第21条第2項」を「第29条第3項」に、「旧法第5条第5項に規定する身体障害者授産施設支援」を「就労継続支援」に、「法第29条第1項」を「同条第1項」に改める。

（横浜市知的障害者更生施設条例の一部改正）

第2条 横浜市知的障害者更生施設条例（平成15年3月横浜市条例第16号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市知的障害者生活介護型施設条例

第1条第1項を次のように改める。

知的障害者（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者のうち18歳以上である者をいう。以下同じ。）に対し、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第6項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）その他の福祉サービスを提供し、もって知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者生活介護型施設（以下「施設」という。）を設置する。

第2条を次のように改める。

（事業）

第2条 施設は、生活介護を行う。

2 横浜市中山みどり園は、前項に定めるもののほか、法第5条第13項に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）を行う。

3 横浜市松風学園は、第1項に定めるもののほか、法第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）及び同条第11項に規定する施設入所支援（以下「施設入所支援」という。）を行う。

4 前3項の事業は、知的障害者を対象として行うものとする。

第6条第1項第2号中「第2条第1項」の次に「及び第2項」を加える。

第8条第1項中「更生施設支援」を「生活介護」に改め、「（以下「法」という。）」及び「又は第16条第1項第2号」を削り、「障害者自立支援法附則第21条第2項」を「法第29条第3項」に、「同法第29条第1項」を「同条第1項」に改め、同条第2項中「第2条第2項に規定する」を削り、「（法第15条の4の規定による短期入所を除く。以下「短期入所」という。）の」を「又は施設入所支援を受ける」に改め、「者」の次に「（知的障害者福祉法第15条の4又は第16条第1項第2号の規定により利用する者を除く。）」を加え、「障害者自立支援法」を「法」に改め、「定められた短期入所」の次に「又は施設入所支援」を加える。

第9条第1項中「（法）を「（知的障害者福祉法）に改め、「又は第16条第1項第2号」を削り、「障害者自立支援法附則第21条第2項」を「法第29条第3項」に、「更生施設支援」を「生活介護又は自立訓練」に、「同法第29条第1項」を「同条第1項」に改める。

第10条第1項中「のうち18歳以上である者」を削り、「障害者自立支援法」を「法」に改める。

附則に次の1項を加える。

（児童福祉法に基づく通知に係る児童についての特例）

3 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第63条の5の規定による通知に係る児童は、第1条、第2条、第4条、第5条、第8条及び第9条の規定の適用については、知的障害者とみなす。

（横浜市総合リハビリテーションセンター条例の一部改正）

第3条 横浜市総合リハビリテーションセンター条例（昭和62年3月横浜市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第12項に規定する障害者支援施設

(5) 法第5条第14項に規定する就労移行支援（以下「就労移行支援」という。）を提供する就労支援施設

第3条第1項第6号中「身体障害者福祉法」の次に「（昭和24年法律第283号）」を加える。

第4条の2第2項中「身体障害者更生施設又は身体障害者通所授産施設」を「障害者支援施設又は就労支援施設」に改める。

第8条第2号中「身体障害者更生施設又は身体障害者通所授産施設」を「障害者支援施設又は就労支援施設」に、「附則第21条第2項」を「第29条第3項」に、「旧法第5条第3項」を「法第5条第11項」に、「身体障害者更生施設支援又は同条第5項の規定による身体障害者通所授産施設支援」を「施設入所支援、同条第13項に規定する自立訓練又は就労移行支援」に改める。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

提 案 理 由

横浜市身体障害者更生授産所等について障害者自立支援法に規定する障害福祉サービスを提供する施設に移行する等のため、横浜市身体障害者更生授産所条例等の一部を改正したいので提案する。